

生活援助サービス 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恵仁会が開設する訪問介護事業所古賀の里（以下「事業所」という。）が行う生活援助サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定生活援助サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定生活援助サービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、長崎市、包括支援センター等、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問介護事業所古賀の里
- 2 所在地 長崎市古賀町 806-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) 訪問事業責任者 6名 （常勤）

訪問事業責任者は、事業所に対する指定生活援助サービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の定期的な把握を行う。

- (3) 従業者 30名 （常勤 1名 非常勤 29名）

従業者は、生活援助の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、年末年始の休日（12/31～1/2）を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時45分～午後6時まで （月～金）
午前8時45分～午後5時45分まで （土、日、祝日）
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（生活援助サービスの内容及び利用料等）

第6条 指定生活援助サービスの内容は次のとおりとし、指定生活援助サービスを提供した場合の利用料の額は、長崎市が定める額とし、当該指定生活援助サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割証に記載された割合に応じた額とする。（別紙1. サービス内容及び料金表）

(1) 生活援助

- 2 前項の支払いの他、訪問業務中に要した交通費等（利用者の依頼による外出など）は利用者負担とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市（三重町、三京町、畝刈町、式見町、旧高島町、旧伊王島町、旧野母崎町、旧外海町、旧琴海町を除く）と諫早市（旧森山町、旧高来町、旧小長井町を除く）とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、生活援助サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止のための措置）

第9条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(身体的拘束等の禁止)

第10条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- (1) 感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及び、まん延の防止のための研修の実施

(ハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練等を定期的実施する。
- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更等行う。

(苦情処理)

第14条 提供した訪問介護に関する利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(自立支援への対応)

第15条 地域生活を営むことができるよう日常生活能力の向上に努め、訪問介護計画による効果的なサービス提供を行う。

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業所は、ホームヘルパー等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) スキルアップ研修 毎月 1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、訪問介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

平成31年4月1日 一部変更 (第4条(3))

令和02年5月1日 一部変更 (第4条(3))

令和03年4月1日 一部変更 (第4条(3))

令和05年4月1日 一部変更・追記 (第4条(3) 第9条・第10条・第11条

・第12条・第13条・第14条・第15条・第16条)

令和06年4月1日 一部変更 (第4条(3))